

## 次世代内航海運懇談会（第5回）資料

新日本海フェリー株式会社  
社長 入谷 泰生  
（日本長距離フェリー協会会長）

1. 貨物船、旅客船に共通の規制
  - 現在の技術基準に照らし安全の確保されている機材に係る検査等
    - （例）型式承認・検査制度の見直し
    - プロペラ軸抜き検査の省略
  - 航行に関する規制
    - （例）航路の速度規制の緩和
    - 巨大船の要件（200メートル以上）の緩和
  - 船員の雇用に関する規制
    - （例）船員労務供給事業、船員職業紹介の民間への許可
    - 指定医制度の見直し
  
2. 旅客船に関する規制
  - 船舶検査の簡素化
    - ・ 中間検査の回数の削減、又は、
    - ・ 船底検査、主機関・減速機の解放検査、救命いかだの検査の回数削減・簡素化
  - （参考）RORO船 5年間に定期検査1回、中間検査1回
  - フェリー 5年間に定期検査1回、中間検査4回（毎年）
  - 救命艇手に関する規制の緩和
    - ・ 資格取得要件（乗船期間）、乗組員数の緩和
  - 巨大船の要件（200メートル以上）の下限の緩和（上記に同じ）
  - 狭視界時における航路入航制限等
  
3. モーダルシフト推進策
  - 上記の海運行政に関する規制の緩和
  - シャ-シに関する規制の緩和（車検制度、車庫設置等）
  - 埠頭の使用料の削減
  - 海運利用につながるインフラの整備
  - 環境対策等の観点からの陸上における規制の強化、荷主の誘導
  
4. その他、全体効率的な物流システムの実現
  - 地方港湾における競争原理、陸運・海運・港運の枠に囚われないシステムの導入
  - 静脈物流に関する実態に則した規制、自治体間の整合性のある取扱

以上